

# みんなトクだね応援団事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、香川県（以下「県」という。）が実施する、子育て家庭の経済的負担を軽減する取組を行っている企業・店舗・公共施設等を募集する、みんなトクだね応援団事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者
- (2) 子育て家庭 前号に定める子どもがいる世帯及び妊娠中の者がいる世帯
- (3) おトクサービス 毎月19日（育児の日）に実施する子育て家庭への経済的負担を軽減する取組で、本事業に賛同する事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）自らが定めるサービス
- (4) みんなトクだね応援団 おトクサービスを提供する事業者等の店舗又は施設。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。
- (5) シンボルマーク 県が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、事業者等は、別に定める手続により、そのデザインを使用することができる。
- (6) 協賛ステッカー 事業者等が、本事業に参加している旨を掲示するためのもので、県がシンボルマークを使い作成するものとする。
- (7) 子育て支援パスポート事業の全国共通展開 各都道府県が実施している子育て支援パスポート事業の仕組みを全国共通で利用できるようにしたもの
- (8) 全国共通ロゴマーク 内閣府が「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」を全国に広く周知するために作成するもの

## (協賛申請の手続等)

第3条 本事業に協賛しようとする事業者等は、「新規申込書（みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅）」（第1号様式）又は「香川県電子申請・届出システム」により、申請するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、おトクサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、申込者に対して事業者等ごとに協賛ステッカーを交付する。
- 3 事業者等が、登録内容を変更しようとするときは、「変更届出書（みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅）」（第2号様式）、「香川県電子申請・届出システム」又は「かがわ子育て応援サイトcolorful+」入力フォームにより、概ね1か月前までに、県へ届け出なければならない。
- 4 県は、第1項の規定による申請又は第3項の規定による届出を受けたおトクサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと判断したときは、事業者等と協議の上、その変更を求めることができる。
- 5 県は、事業者等が前項の規定によるおトクサービスの内容の変更に応じないとき、又は無断でおト

クサービスの内容を変更したときは、協賛を取り消すことができる。

- 6 事業者等は、協賛を中止しようとするときは、「中止届出書（みんなトクだね応援団・さんさんパスポート・かがわこどもの駅）」（第3号様式）又は「香川県電子申請・届出システム」により、概ね1か月前までに、県へ届け出なければならない。
- 7 県は、事業者等についての名称、所在地及びサービス内容をとりまとめ、「かがわ子育て応援サイトcolorful+」ホームページ等により広く県民に周知するものとする。
- 8 県は、第3項又は第6項の規定による届出を受けたときは、速やかにホームページ等の周知内容を変更しなければならない。
- 9 事業者等は、「かがわ子育て応援サイトcolorful+」ホームページ等に掲載の当該おトクサービス等の提示を受けた場合、そのおトクサービスを提供しなければならない。
- 10 事業者等は、協賛ステッカーの取扱い及びおトクサービスの内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。
  - (1) 協賛ステッカーは、利用者が見やすい場所・位置に掲示すること。
  - (2) 利用者に分かりやすいよう、おトクサービスの内容を任意の方法により、店舗内等に掲示するよう努めること。
  - (3) おトクサービスの内容を変更したときは、速やかに店舗内等の掲示内容を変更すること。
  - (4) 協賛を中止したときは、中止の日以後、協賛ステッカーを使用・掲示しないこと。
- 11 事業者等と子育て家庭の間における本事業に関する紛争に対し、事業者等は、誠意をもって対処しなければならない。また、県はこの紛争に対し、何らの責務も負わない。
- 12 事業者等は、「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」に協賛する場合、「全国共通ロゴマーク」入りステッカーの取扱い及びおトクサービスの内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。
  - (1) 協賛ステッカーは利用者が見やすい場所・位置に掲示すること。
  - (2) 利用者に分かりやすいよう、おトクサービスの内容を任意の方法により、店舗内等に掲示するよう努めること。
  - (3) おトクサービスの内容を変更したときは、速やかに店舗内等の掲示内容を変更すること。
  - (4) 協賛を中止したときは、中止の日以後、協賛ステッカーを使用・掲示しないこと。

(本事業の管理)

- 第4条 県は、本事業が円滑に進むように努めるとともに、次の権限を有し、管理できるものとする。
- (1) 本事業全般の運営、その見直し及び本要綱の改訂
  - (2) 法令違反などにより、みんなトクだね応援団への加盟が不相当と判断した施設等を加盟中止とすること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。